

卸売市場近代化施設に係る食品等持続的供給促進資金金融通措置要綱の運用について（抄）

平成 4. 2. 3 4 食流第 512 号

食品流通局長通知

最終改正 令和 7. 10. 1 7 新食第 1523 号

要綱第 3 の 2 の (3)により農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定めるものは、次に掲げるもの以外のものに係る貸付けとする。

○ 卸売市場施設

- ① 市場の新設、移転又は全面改築
- ② 用地の取得
- ③ 卸売場、仲卸売場面積の増加
- ④ 冷蔵庫、倉庫、関連商品売場の新設
- ⑤ 付設集団売場の整備

○ 卸売業者及び仲卸業者施設

- ① 用地の取得
- ② 場外施設の新設

○ その他特に融資機関が農林水産大臣又は都道府県知事に対して確認の通知を求めるもの

附 則

この通知は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 69 号）の施行の日（令和 7 年 10 月 1 日）から施行する。